

政労使の意見交換

(開催要領)

1. 開催日時：令和7年11月25日（火）17:15～17:45
2. 場所：総理大臣官邸4階大会議室
3. 出席者：

(政府)

高市 早苗	内閣総理大臣
木原 稔	内閣官房長官
城内 実	賃上げ環境整備担当大臣
上野 賢一郎	厚生労働大臣
赤澤 亮正	経済産業大臣
林 芳正	総務大臣
片山 さつき	財務大臣 兼 内閣府特命担当大臣（金融）
茶谷 栄治	公正取引委員会委員長
尾崎 正直	内閣官房副長官
佐藤 啓	内閣官房副長官
露木 康浩	内閣官房副長官

(経済界)

筒井 義信	日本経済団体連合会会長
小林 健	日本商工会議所会頭
森 洋	全国中小企業団体中央会会長
森 義久	全国商工会連合会会长

(労働界)

芳野 友子	日本労働組合総連合会会长
神保 政史	日本労働組合総連合会事務局長

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
2026年春季労使交渉に向けた意見交換
3. 閉会

(資料)

資料1-1 総合経済対策における賃上げのための政府の取組

資料1-2 総合経済対策

資料 2	基礎資料
資料 3	日本経済団体連合会 筒井会長提出資料
資料 4	日本労働組合総連合会 芳野会長提出資料
資料 5	日本商工会議所 小林会頭提出資料
資料 6	全国中小企業団体中央会 森会長提出資料
資料 7	全国商工会連合会 森会長提出資料
資料 8	経済産業大臣提出資料
資料 9	公正取引委員会委員長提出資料

○城内賃上げ環境整備担当大臣

それでは、ただいまから、2026年春季労使交渉について、労使の皆様との意見交換を行います。

議事進行を務めます、賃上げ環境整備担当大臣の城内実でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

2025年の春季労使交渉は、2年連続で5%超の高い賃上げ水準となりました。物価高が継続する中、こうした賃上げの流れを継続し、地方にも広げていくことが重要であります。本日は、この先、来年の春季労使交渉に向けた議論が本格化するタイミングで、労使それぞれの立場から率直な御意見を伺えればと存じます。

まず私から、先週21日金曜日に策定した経済対策のうち、賃上げ環境の整備に関する取組について御説明申し上げます。

政府は、賃上げ環境の整備として、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において、1兆円超の支援を実施してまいりました。これらに加えて、さらに今般の経済対策では、賃上げの継続・定着に向けて、引き続き、あらゆる政策を総動員してまいります。

具体的には、お手元の資料1にあるとおり、生産性向上のための設備投資・省力化投資の支援、「100億企業」の創出支援など、中小企業等の稼ぐ力の強化。取適法（旧下請法）・下請振興法の厳正な執行等を通じた価格転嫁・取引適正化の推進。省力化投資など生産性向上に向けたプッシュ型の伴走支援の強化。令和8年度報酬改定の効果の前倒しを通じた、医療・介護・障害福祉分野での賃上げの支援。重点支援交付金を活用した、地方自治体による地域の中小企業・小規模事業者の生産性向上・賃上げのきめ細かい後押しなどの措置を講ずることとしております。

近く閣議決定する補正予算の早期成立を図り、それらの施策をできるだけ速やかにお届けすることによって、多くの事業者の皆様が継続的・安定的に賃上げできる環境を整備してまいります。

私からの説明は以上であります。

続きまして、労使の皆様から御発言をいただきます。

最初に、日本経済団体連合会の筒井会長からお願ひいたします。

○日本経済団体連合会筒井会長

経団連会長の筒井でございます。

2026年の春季労使交渉に向けた基本的な考え方を申し上げます。

2023年以降、経団連は賃金引上げのモメンタムの維持・強化に全力で取り組んできました。これまで、各企業の皆様の御尽力によりまして、賃金引上げの力強いモメンタムは、2023年を「起点」として2024年に「加速」し、2025年から「定着」し始めてきております。

来年2026年の春季労使交渉においては、経団連や企業の社会的責務として、ベースアップ実施の検討を「賃金交渉のスタンダード」として位置づけます。そして、賃金引上げの力強いモメンタムをさらに定着させたい、そういう強い思いを持って各企業に積極的な対応を呼びかけてまいります。その結果、2%程度の適度な物価上昇の下で、実質賃金の安定的なプラス化の実現に貢献したいと存じます。

高市総理は就任以来、「継続的に賃上げできる環境を整えることこそが政府の役割」と再三おっしゃっておられます。とても心強く感じております。高市政権と強力に連携しながら、経営者自らマインドセットを変え、設備投資、研究開発投資、人的投資、これらをバランスよく促進したいと考えております。中でも人的投資では、賃金引上げの力強いモメンタムのさらなる定着に向けて、経団連はその先導役を果たしてまいります。

以上を進める上で、労働生産性の向上による賃金引上げ原資の安定的な確保が不可欠であります。その環境整備の一環として、政府には「労働移動の積極的な推進」と、「柔軟で自律的な働き方の実現」、すなわち労働改革に取り組んでいただきたいと思います。

とりわけ、働き手の健康確保と時間外労働の上限規制の堅持を大前提に、裁量労働制の拡充をぜひとも進めていただきたくお願いいたします。

裁量労働制の適用労働者の割合は1.6%にとどまっております。その中で、直近実施した経団連の調査によりますと、裁量労働制が適用されていないホワイトカラー労働者の3割超、33%がその適用を希望しております。こうした声にぜひ耳を傾けていただき、継続的に賃上げできる環境整備に取り組んでくださいますよう、お願いいたします。

以上でございます。

○城内賃上げ環境整備担当大臣

ありがとうございました。

次に、日本労働組合総連合会の芳野会長からお願ひいたします。

○日本労働組合総連合会芳野会長

ありがとうございます。連合の芳野でございます。

適切なタイミングで政労使の意見交換の場を設けていただいたことに、まずは感謝を申し上げたいと思います。

政府の、「企業が賃上げできる環境を整備し、実質所得を担保する」という考え方は、連合も共通の認識でございます。2025春季生活闘争では、2年連続で5%台の賃上げが実

現しましたが、中小組合の賃上げ率はいまだ4%台にとどまっています。また、実質賃金が3年連続でマイナスとなる中、暮らしにゆとりが出てきたと感じる国民は少数です。就業者の約9割は雇用労働者であり、日本経済を成長させるには、賃上げの波が全国に波及し、多くの人が生活向上を実感できる必要があります。

中央の政労使と地域における地方版政労使会議を今年度も継続し、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇のノルムとして定着させ、再びデフレに後戻りするがないよう全力で取り組み、日本経済を確固たる巡航軌道に乗せたいと思います。

賃上げの環境整備に向けて、来年1月1日から施行される取適法の周知・徹底は大変重要です。労務費を含む価格転嫁はいまだに5割程度であり、道半ばの取組を徹底するとともに、中小企業が助成金や支援策を経営改善に結びつけられるように、相談活動の充実が必要です。

3年以上にわたる物価高は賃上げの効果を相殺しています。速やかな物価高対策とともに、2%水準の物価安定を求めます。

また、物価高対応の「重点支援地方交付金」は、地方公共団体において、賃上げ環境の整備に資する形で活用されているかを検証し、全ての地域における積極的な利用を促していただきたいと思います。

春季生活闘争で高水準の回答が引き出されている一方で、医療・介護・障害福祉・保育分野の賃上げは十分とは言えません。現場を支える全ての労働者の継続的な賃上げが可能となるよう、次期報酬改定を待たずに、さらなる施策の実行とその財源を確保する必要があります。

また、株主を重視し過ぎるコーポレートガバナンスも見直していくべきと考えます。これまで、経営資源が人への投資に十分に配分されず、その結果として日本の賃金水準が国際的に低迷しています。人的資本投資に関する情報開示の充実を図るとともに、中長期的な企業価値の向上に向け、人への投資、研究開発投資、設備投資を促すコーポレートガバナンス・コードに改訂する必要があります。

最後に、依然として過労死等がなくならないことや、総実労働時間の高止まりなどを踏まえれば、「心身の健康維持と従業者の選択」が前提にあったとしても、過労死ラインである時間外労働の上限規制や裁量労働の拡大などの規制緩和を行うべきではありません。柔軟な働き方は、現行法で既に対応可能であり、今行うべきは、「時間外労働を行わずとも安心して働き、暮らすことのできる賃金の確保」と、真の「働き方改革」実現につながる労働時間の確実な縮減です。

以上でございます。

○城内賃上げ環境整備担当大臣

ありがとうございました。

続きまして、日本商工会議所の小林会頭からお願ひいたします。

○日本商工会議所小林会頭

日商の小林でございます。

今年度も政労使の意見交換が開催されるということを、まずは歓迎いたします。

賃上げの持続と実質賃金の着実な回復に向けて、政労使で現状と課題、求められる政策の方向性を共有するということは、大きな意義があると考えております。

商工会議所が10月に行った調査で、2025年度に賃上げを実施及び実施予定とする中小企業は8割を超え、また、賃上げ率は4.73%ありました。大手の春闘と比べると若干低いですが、これは相当頑張った数字であると認識しております。

中小企業は春闘の結果などを見ながら、隨時賃上げに取り組むということであり、この10月の統計が実績を表していると考えます。こうした中小企業の動きも見ながら、政策を検討していくことが重要であると考えております。

一方で、依然として、賃上げを実施する中小企業の6割は、深刻な人手不足などを理由とした、いわゆる防衛的な賃上げであります。賃上げ原資の確保の観点から、生産性向上、あるいは、価格転嫁を両輪で進めていくということが不可欠であろうと考えております。

価格転嫁について、我々の調査では、コスト増加分の4割以上を転嫁できているという中小企業は52.5%、約半数です。また、労務費ではいまだに38.7%にとどまっておりまして、昨年から大きな変化はありません。全体として勢いが鈍化しているという傾向が見られます。

パートナーシップ構築宣言、これは3年前に1万8000社ございましたが、現在、8万社を超えるました。下請法改正など制度整備も進んでまいりましたが、最終的には当事者の意識にかかっておきます。経営のトップから現場の購買担当まで、適正価格での取引という考え方を浸透させていかなければなりません。引き続き、政府の粘り強いお取組をお願いいたします。

また、中小企業は、輸入比率が輸出比率を大きく上回っております。円安による利益下押し効果を受けやすく、過度の円安が賃上げ原資の確保に悪影響となることを強く懸念しております。政府におかれましては、賃上げ環境の整備に向けた価格転嫁の推進、中小企業・小規模事業者の賃上げ向上推進5か年計画、これの着実な実行による生産性向上の取組を強力に支援いただくとともに、税制及び円安対策にもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

我々としては、賃上げに向けて中小企業の稼ぐ力を強化していくことが最も重要な政策課題であると考えております。賃上げによる経済の好循環を一時的なものに終わらせず、日本経済の新たな常識として定着させるため、引き続き我々としても全力で取り組んでまいります。

以上です。

○城内賃上げ環境整備担当大臣

ありがとうございました。

続きまして、全国中小企業団体中央会の森洋会長、お願いいいたします。

○全国中小企業団体中央会森（洋）会長

全国中小企業団体中央会の会長の森でございます。

日頃より中小企業政策におきまして御配慮いただき、大変ありがとうございます。

中小企業・小規模事業者の賃上げ環境は、人手不足に伴う人件費上昇や物価上昇によるコスト高、さらには米国関税引上げの影響などの経営悪化要因を、価格転嫁や売上拡大等で吸収できない状況が続いております。お手元に配付した資料は、本会が中小企業・小規模事業者に行った調査結果ですが、人件費分の価格転嫁などは十分に進んでおらず、防衛的賃上げ等に相変わらず苦しんでいる実態が示されております。したがって、継続的な賃上げのためには、まずは価格転嫁を徹底する支援策が必要であります。

具体的には、官公需における契約単価の見直しや、人件費等を反映させる仕組みの徹底や、交付金による必要資金の確保の他、その進捗状況の把握と継続的な改善をお願いいたします。

また、「中小企業対中小企業」「中小企業対小規模事業者」での価格転嫁が進むよう、来年1月から施行されます中小受託取引適正化法の、速やかな、かつ、実効性のある執行や、公正取引委員会の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と利用促進などの一層の強化をお願いいたします。

加えて、物価上昇を上回る賃上げを続けるためには、中小企業・小規模事業者が安心して賃上げができるよう、経済の持続的な成長とマイルドな物価上昇が続くとの予見可能性が必要であります。これを実現する施策の充実もお願いしたいと思います。

賃上げ原資を生み出すためのもう一つの柱として、中小企業・小規模事業者の生産性向上への支援が重要であります。具体的には、中小企業・小規模事業者の設備投資に対する支援として、「ものづくり補助金」や「省力化投資補助金」等の各種補助金を拡充するとともに、より利用しやすい制度に改善していただくようお願いいたします。

また、新分野進出、新製品開発における投資促進のための支援策として、「一般試験研究費の額に関わる税額控除制度」、「中小企業技術基盤強化税制」等の研究開発税制の継続・拡充もお願いいたします。

以上、申し上げた施策に加えて、賃上げ促進税制の維持などを含めた賃上げのための総合的な支援をお願い申し上げます。

私からは以上であります。

○城内賃上げ環境整備担当大臣

ありがとうございました。

それでは、最後に、全国商工会連合会の森義久会長からお願ひいたします。

○全国商工会連合会森（義）会長

高市総理におかれましては、先週の商工会全国大会にお越しいただき、厚く御礼申し上げます。また、G20の出席、お疲れさまでございました。

まず、賃上げ価格について申し上げます。

中小企業・小規模事業者は、資料の1ページ目とのおり、終わりの見えない物価上昇の中、76%の事業者がほとんど価格転嫁できておりません。また、賃上げの対応などでコストが増加する非常に厳しい状況であります。

その中でも、資料の2、3ページとのおり、事業者の80%が賃上げを、そのうちの37%は、4%を上回る賃上げを身を削るようにして実施しております。総理の、賃上げを事業者に丸投げしないようという発言は、頑張っている多くの事業者にとって心強く、また、今後の政府の支援に強く期待持てるものであります。

次に、総合経済対策について申し上げます。

賃上げをしていくためには、言うまでもなく環境整備が重要であります。経済対策に、生産性向上や価格転嫁、事業者の支援体制をはじめ、多面的かつ強力な支援策を盛り込んでいただき、感謝いたします。

一方、資料の4ページとのおり、事業者の中には、手間や申請期限の問題で支援策を活用できない事業者もありますので、実態に即した支援をお願いいたします。

また、経済対策の目玉として、重点支援地方交付金が措置されております。実施に当たっては、経済波及効果が大きい事業者の賃上げやコスト軽減支援への活用が広まるよう、しっかりと自治体に周知するとともに、緊密に連携していただくようお願いいたします。

次に、社会保障と働き方改革について申し上げます。

社会保障の負担軽減が課題となっておりますが、事業者も、賃上げに伴う負担の増加に苦しんでおります。持続可能な社会保障と賃上げのためには、事業者の持続的な発展こそが重要であります。事業者の負担軽減についても積極的に御検討いただきたいと思います。

「時間外労働上限規制」について、特に運輸業や建設業など、国民生活に影響がある業種の事業者から見直しを求める声が強いため、実態把握や当事者の意見をよく聞いて、検討を加速していただきたく存じます。

最後に、早期に補正予算を編成して、迅速かつ着実に賃上げ環境の整備を推し進めていただきますようお願い申し上げ、私の意見とさせていただきます。

○城内賃上げ環境整備担当大臣

ありがとうございました。

(閣僚等からの発言内容は以下のとおり。)

○上野厚生労働大臣

今年の春季労使交渉では、5.25%と、33年ぶりの高水準であった昨年を上回る賃上げ率となりました。賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現に向けて、賃上げ水準を持続的なものとし、その流れを中小企業にも波及させていくことが重要です。

厚生労働省としても、昨年度に引き続き「地方版政労使会議」を来年1月から2月を中心開催し、地方や中小企業における賃上げに向けた機運醸成を図るとともに、関係省庁と連携して労務費転嫁指針などの周知に取り組んでまいります。

また、診療報酬等の公定価格について賃上げ・物価高を適切に反映させるとともに、報酬改定の時期を待たず、経営の改善や職員の方々の処遇改善につながる補助金を措置し、効果を前倒しします。

今回の政労使の意見交換を通じ、来年の春季労使交渉においても引き続き物価上昇を上回る賃上げが継続する環境整備に向けた労使間の合意形成が実現されることを期待します。また、本日労使の皆さまからいただいたご意見については、関係省庁と連携して、賃上げ環境の整備の取組にいかしてまいります。

○赤澤経済産業大臣

日本が「強い経済」を実現するためには、日本経済の供給構造を、人的投資も含めた「危機管理投資・成長投資」によって強化し、日本企業の「稼ぐ力」を高め、物価上昇を上回る賃上げ実現に繋げることが重要です。

官公需も含めた価格転嫁・取引適正化については、最新の調査結果の速報値では、転嫁率は 53.5%とこの 1 年間で約 4 % 改善しておりますが、まだ道半ばであり、引き続き徹底していきます。

また、成長投資、生産性向上に向けた取組の促進、事業承継・M & A 等による事業再編への支援に加え、プッシュ型伴走支援の徹底、重点支援交付金の活用など、あらゆる施策を総動員して、「強い中小企業」を目指して経営を行っている企業を全力で応援します。

本日の政労使の意見交換での議論も踏まえて、「稼ぐ力」強化と賃上げの好循環の実現に向け、今後、「労働供給制約社会の中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の検討に着手してまいります。

○林総務大臣

物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、地方の官公需においても適切に価格転嫁が行われることが重要です。

このため、総務省においては、自治体に対し、最新の実勢価格を踏まえた適切な予定価格の設定、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇など契約期間中の状況の変化に応じた契約変更、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の原則導入等の取組を促してきたところです。

今後も、自治体にこれらの取組を促すとともに、運用改善に向けて、その取組状況等についての継続的なフォローアップや支援等を行ってまいります。

また、令和 8 年度の地方交付税の概算要求においても、経済・物価動向等を適切に反映することを事項要求しております。

あわせて、今回の経済対策においても、「国税収入の増額に伴い、地方公共団体が、地域未来戦略に係る施策をはじめ本経済対策の事業や委託料等の物価高対応等を円滑に進められるよう、2025年度の地方交付税を増額する。」とされているところであります、今後とも自治体の財政運営に支障が生じないよう適切に対応してまいります。

○片山財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融）

物価上昇を上回る賃上げの継続が重要であると考えており、財務省・金融庁としても、これをしっかりと後押ししていきます。

具体的には、先般閣議決定した「「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づき、官公需の価格転嫁の徹底を図る観点から、物価上昇等を踏まえた単価の見直しや、地方公共団体の公共調達における価格転嫁の円滑化のために活用することが可能な「重点支援地方交付金」について、必要となる予算を確保することなどを通じ、賃上げ環境の整備に貢献してまいります。

また、官民の金融機関に対して、中小企業・小規模事業者が成長投資を行うための資金調達支援や、個別の実情に応じた事業者支援を行うよう、関係省庁とも連携して、しっかりと要請してまいります。

加えて、年末に取りまとめる「地域金融力強化プラン」でも、地域金融機関による様々な事業者支援の取組を後押ししてまいります。

○茶谷公正取引委員会委員長

資料9を御覧ください。物価高を上回る賃上げの原資を確保するためには、適切な価格転嫁が必要不可欠であると認識をしております。

このため、資料9の1ページにあるとおり、公正取引委員会では、令和5年11月に公表しました「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を進めますとともに、指針の取組状況のフォローアップ等のための特別調査を行い、引き続き労務費の価格転嫁等の実態把握を進めております。

資料の2ページを御覧ください。いずれも、取りまとめ中の速報値ではございますが、①では、指針の認知度は昨年度と比べて約10%ポイント上昇し、59.6%となりました。指針の認知度は道半ばの状況ですが、昨年度同様、指針を知っている者の方が、知らない者より労務費の上昇を理由とする価格転嫁を実現しやすいという結果となっており、引き続き、指針の周知徹底に努めてまいります。

また、②では、労務費に係る価格協議の状況の進展と、受注者が価格転嫁を要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示す「要請受諾率」の全体的な上昇を確認できます。他方、サプライチェーンの段階を遡るほど、要請受諾率は低くなるといった課題もみられます。

この特別調査の結果につきましては、年内に取りまとめ、公表をさせていただきたいと思っております。調査結果を踏まえ、引き続き、事業所管省庁とも連携をしながら、労務費転嫁指針のさらなる周知徹底を図りますとともに、取組を一層強化してまいりたいと考えております。

次に、資料の3ページを御覧いただければと思います。立場の弱い中小事業者の価格転嫁を進めるため、新たに「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」等を盛り込んだ改正下請法、通称・取適法が来年1月から施行されますが、公正取引委員会としては、同法の施行に向けて、その内容を事業者の皆様にしっかりと知っていただくことが重要であると

考えております。

このため、公正取引委員会では、全国47都道府県における事業者向け説明会の開催、中小事業者団体向けのプッシュ型広報・広聴企画の開催、日本人なら誰もが知っている桃太郎の物語をモチーフとした周知動画の作成や電車内広告での配信、実務に役立つ具体例を紹介したテキストの作成といった取組を順次進めているところです。

公正取引委員会としては、引き続き、取引実態の把握や取引適法の施行に向けた周知広報・執行体制の整備等を通じて、取引適正化に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○城内賃上げ環境整備担当大臣

それでは、ここで高市総理から本日の取りまとめの御発言をお願いいたします。その前にプレスが入室いたします。

(報道関係者入室)

○城内賃上げ環境整備担当大臣

それでは、総理から御発言をお願いいたします。

○高市内閣総理大臣

皆様、今日はありがとうございました。

労使の皆様からは、「政府は、賃上げを事業者の皆様に丸投げせず、継続的に賃上げできる環境を整備する」という高市内閣の方針への御理解を賜りました。ありがとうございます。

この方針に基づきまして、先週末の21日に、官公需を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者への政府全体で1兆円規模の支援を行うこととし、基金を活用して、賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者による成長投資支援を抜本的に強化すること、また、重点支援地方交付金による賃上げ税制を活用できない中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備のための推奨メニュー事業の強化も含む賃上げ環境整備のための施策を抜本的に強化した形で総合経済対策を閣議決定いたしました。その裏づけとなる補正予算の早期成立を図ってまいります。

また、強い経済の実現に向けて、日本成長戦略本部を立ち上げました。来年夏に向けて、「賃上げ環境整備に向けた戦略」を含む成長戦略の策定を指示しました。その中では、先ほどお話が出ていました中長期的な企業価値の向上に向け、人への投資、研究開発投資、設備投資を促す「コーポレートガバナンス・コードの改訂」にも着手いたします。その上で、こうした高市政権の方針や具体的な取組を地方の皆様にもお伝えして、全国隅々まで浸透させるために、全ての都道府県で「地方版政労使意見交換」を実施いたします。

本日、御出席の労使代表の皆様におかれましては、こうした政府の取組も踏まえまして、30年以上振りに5%を超える高水準となっている賃上げを確かなものとして定着させるために、一昨年、昨年の水準と遜色のない水準での賃上げ、とりわけ、物価上昇に負けないベースアップの実現に向けた御協力を心よりお願ひいたします。もちろん、政府もしっかりと頑張ってまいりますので、これからもよろしくお願ひいたします。ありがとうございました

○城内賃上げ環境整備担当大臣

総理、ありがとうございました。

それでは、プレス関係の皆様、大変恐縮ですが御退出をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○城内賃上げ環境整備担当大臣

本日の議論の内容は、追って議事要旨として公表いたします。議論の内容につきましては、御自身の御発言を除き、公表された範囲を超えて対外的に明らかにされることなきよう、お願ひいたします。

以上をもちまして、本日の意見交換会を終了させていただきます。ありがとうございました。